

事業所番号

# 健康保険産前産後休業取得者申出書 (新規・変更・終了)

記入例:新規

被保険者(申請者) → 事業所名 → ENEOSグループ健康保険組合

(提出日) 令和 年 月 日

マネージャー	担当者
--------	-----

常務理事	事務長	担当者
------	-----	-----

私(申請者)は、適用業務に必要な個人情報をENEOSグループ健康保険組合が使用することについて、この届出により承諾いたします。  
当健保組合のホームページに個人情報の管理方法等の詳細が掲示されています。

\* 太枠内を記入してください。

被保険者	記号	〇〇〇〇	番号	〇〇〇〇〇〇〇	会社(出向者は出向元会社)	〇〇〇〇株式会社
	氏名	健保 太郎			事業所(出向者は出向先会社)	〇〇〇事業所
	生年月日	昭 <sup>○</sup> ・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			課・グループ	総務部
出産予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			新規	産前産後休業期間【変更・終了の場合は変更前】	
出産年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日				令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
出産種別	単 <sup>○</sup> 胎 ・ 多胎			変更	出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合	
出生児の氏名	(フリガナ) ケンポ	ジロウ			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで	
	(氏) 健保	(名) 次郎		終了	予定より早く産前産後休業を終了した場合	
					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで	

【変更】 この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日に変更があった場合は、再度『産前産後休業取得者 変更届』を提出してください。

【終了】 予定より早く産前産後休業を終了した場合は、再度『産前産後休業取得者 終了届』を提出してください。

## < 事業主証明欄 >

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

## < 健保組合処理欄 >

産前産後休業開始(申出)年月日
令和 年 月 日
産前産後休業終了予定年月日
令和 年 月 日

保険料を徴収しない期間は産前産後休業開始(申出)年月日の属する月から産前産後休業終了予定年月日の翌日の属する月の前月までとなります。

受付日付印

事業所番号

# 健康保険産前産後休業取得者申出書（新規・**変更**・終了）

記入例: 変更

被保険者(申請者) → 事業所名 → ENEOSグループ健康保険組合

(提出日) 令和 年 月 日

マネージャー	担当者
--------	-----

常務理事	事務長	担当者
------	-----	-----

私(申請者)は、適用業務に必要な個人情報をENEOSグループ健康保険組合が使用することについて、この届出により承諾いたします。  
当健保組合のホームページに個人情報の管理方法等の詳細が掲示されています。

\* 太枠内を記入してください。

被保険者	記号	〇〇〇〇	番号	〇〇〇〇〇〇〇	会社(出向者は出向元会社)	〇〇〇〇株式会社
	氏名	健保 太郎			事業所(出向者は出向先会社)	〇〇〇事業所
	生年月日	昭和・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			課・グループ	総務部
出産予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			新規	産前産後休業期間【変更・終了の場合は変更前】	
出産年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日				令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
出産種別	単胎・多胎			(変更後)	出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合	
出生児の氏名	(フリガナ) ケンポ	ジロウ			令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
	(氏) 健保	(名) 次郎		終了	予定より早く産前産後休業を終了した場合	
					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで	

この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日に変更があった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』を提出してください。

## 出産予定日より前に出産した場合

- 産前休業開始後に「健康保険産前産後休業取得申出書（新規）」を提出
- 出産後に「健康保険産前産後休業取得申出書（変更）」を提出



※ 労務に従事しなかった期間であった場合に休業開始を変更

## 出産予定日より後に出産した場合

- 産前休業開始後に「健康保険産前産後休業取得申出書（新規）」を提出
- 出産後に「健康保険産前産後休業取得申出書（変更）」を提出



事業所番号

# 健康保険産前産後休業取得者申出書（新規・変更・**終了**）

記入例: 終了

被保険者(申請者) → 事業所名 → ENEOSグループ健康保険組合

(提出日) 令和 年 月 日

マネージャー	担当者

常務理事	事務長	担当者

私(申請者)は、適用業務に必要な個人情報をENEOSグループ健康保険組合が使用することについて、この届出により承諾いたします。  
当健保組合のホームページに個人情報の管理方法等の詳細が掲示されています。

\* 太枠内を記入してください。

被保険者	記号	〇〇〇〇	番号	〇〇〇〇〇〇〇	会社(出向者は出向元会社)	〇〇〇〇株式会社
	氏名	健保 太郎			事業所(出向者は出向先会社)	〇〇〇事業所
	生年月日	昭和・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			課・グループ	総務部
出産予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			新規	産前産後休業期間【変更・終了の場合は変更前】	
出産年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日				令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
出産種別	単胎・多胎			変更 (変更後)	出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合	
出生児の氏名	(フリガナ) ケンポ	ジロウ			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで	
	(氏) 健保	(名) 次郎		終了	予定より早く産前産後休業を終了した場合	
					令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	

予定より早く産前産後休業を終了した場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』を提出してください。

(主に以下の場合)

・ **予定より早く復職する場合**

産後休業の8週間(56日)のうち、産後6週間(42日)は強制的な休業ですので、就業することはできません。  
ただし、産後6週間を経過した後は労働者本人が就業を請求した場合に、医師が支障ないと認めた業務に就くことは差し支えありません(労働基準法第65条)。

・ **養育している子が死亡した場合**